

質問書回答32

件名) 長野自動車道 一本松トンネル (上り線) 北補強工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札公告 (説明書) 9枚目</li> <li>技術提案 ◇留意事項①</li> <li>・ 別添 1 技術提案における施工条件書</li> <li>6/9~9/9</li> </ul>	<p>『技術提案における施工条件書 4 (評価項目3)』では、各項において、構造の照査等の結果を技術提案に含めるよう記載があります。                      (例えば、『4-1インバート構造/4-1-2 3区間』では、「・・・M-N曲線を有する構造とし、その結果を技術提案に含めること。」)                      この「技術提案に含めること」の解釈について、ご教示下さい。                      評価項目3においては、『様式-提案2』には提案する構造の概要を示し、『補足資料』に構造照査結果 (例:M-N曲線、計算根拠、FEM解析結果等) を示すことで、技術提案書として評価して頂けますでしょうか。</p>	<p>そのような構成でも問題ありません。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術提案書 様式-提案2</li> <li>・ 入札公告 (説明書) 9枚目</li> <li>技術提案 ◇留意事項②</li> </ul>	<p>技術提案書『様式-提案2』の各評価項目の欄に「図表※基本的に図表を記載する」と記載頂いております。                      一方で、『入札公告 (説明書)』では、「図表を含んでも良いが判読可能なものであること」とあります。                      図表の取り扱いについては、競争参加者の任意であり、図表が不要であれば記載の必要は無い、と解釈してよろしいでしょうか。                      ご教示下さい。</p>	<p>そのとおり解釈していただいて結構です。</p>